

京都御苑内テニスコート利用規約

この利用規約は、一般財団法人 国民公園協会京都御苑（以下、当協会とする）が管理をおこなうテニスコート（以下、コートとする）の利用条件を定めるものである。

コートに関する利用上の注意やお知らせ（以下、注意事項とする）もこの利用規約に含まれるので、必ず参照すること。なお、この利用規約本文と注意事項の内容に差異がある場合は注意事項を優先して適用するものとする。

1：テニスコート利用について

- 一、当該施設（当該施設とはテニスコートを内包する施設全体をさすものとする）使用に際しては必ず事前に当協会窓口（閑院宮邸受付）にて申し込みをおこない、所定の利用料金を支払いの上で利用すること。
- 二、当該施設はナイター設備が設置されていないため、当該利用月の日没状況を鑑みて利用時間を設定する。利用に際しては掲示された時間帯を厳守すること。
- 三、その他、利用に際しては当協会職員の指示に従うこと。

2：自己責任の原則

- 一、当該施設内は利用者の自己責任とマナー・モラルに基づく節度ある利用を前提とする。

よって利用においては利用者自身の責任により利用すること。当該施設内ではテニス目的以外の利用を禁止する。

- 二、利用者間によるコート利用時に発生したトラブル・紛争が起こった場合は、当該利用者間にて解決すること。第三者または当協会が損害を被った際は、当該利用者の責任と費用にて損害を賠償すること。

3：注意ならび禁止事項について

- 一、コート内では音響機器（ハンドマイク・拡声器・音楽プレイヤー等）持ちこみ、使用を禁止する。
- 二、コート内での喫煙、火気類（花火等）を禁止する。なお、喫煙については京都御苑全域で禁止であることから当該施設およびその周辺においても禁止である。
- 三、コート内での食事を禁止する。飲料については禁止しないが、酒類は持込みを含めて禁止とする。
- 四、コート利用に際しては運動靴・テニスシューズの着用を厳守すること。

特に学生団体においては当違反が多く見受けられることから、改善をしない団体（個人）においては当該施設の申し込み受付を受理しないことがある。

- 五、当協会窓口にて申し込んだ利用時間については必ず厳守すること。

- 六、乳幼児（未就学児、小学生未満）の同伴は事故が生じた際に重大な結果につながる可能性があることから当該施設の入場を禁止する。また小学生については必ず保護者同伴で入場を可能とする（ただし、事故・怪我に関しては各自の責任とし、当協会ならびに他利用者はその責任を負わない）

また、動物（犬、猫、その他）を連れて施設内に入場することは固く禁止する。なお、介助犬の同伴については当協会に必ず届出をおこない許可を受けること。許可のない介助犬の同伴についてはこれを禁止する。

七、当該施設および周辺での事故・トラブルについて当協会では一切責任を負わない。

利用者間同士のトラブルは利用者間で協議・対処をおこなうこと。

八、上記各号の他、法令または利用規則に違反する行為。公序良俗に違反する行為。

当該施設の運営を妨害する行為。他の利用者などの第三者に対して妨害・不利益を与える行為をさす。

九、上記各号の他に、当協会からの注意・禁止行為。

4：利用料金について（2024年12月現在）

| | 平日 | 土日祝日 |
|--------|--------------|--------------|
| 料金（1面） | 1時間あたり1,300円 | 1時間あたり1,800円 |

今後の料金改定については変更があった場合には当協会HPならびにSNS、施設掲示等で通知する

5：テニスコート利用時間について

当テニスコートはナイター設備を設置していないため、日没時間によりコート利用時間を設定する。利用該当月により時間が異なるため注意すること。

| 月 | 利用可能時間 | 月 | 利用可能時間 |
|----|------------|----------|------------|
| 1月 | 9:00～16:30 | 8月1～15日 | 9:00～19:00 |
| 2月 | 9:00～17:00 | 8月16～31日 | 9:00～18:00 |
| 3月 | 9:00～18:00 | 9月 | 9:00～18:00 |
| 4月 | 9:00～18:00 | 10月 | 9:00～17:00 |
| 5月 | 9:00～18:30 | 11月 | 9:00～16:30 |
| 6月 | 9:00～19:00 | 12月 | 9:00～16:30 |
| 7月 | 9:00～19:00 | | |

*なお、12月29日から1月3日については年末年始休業とする

詳細については当協会HP、SNS、掲示物等にて確認すること。

6：テニスコート申し込みについて

利用に際しては以下の三つの方法で申し込みが可能である。利用希望する日時によって申し込み方法が異なるため確認のうえ申し込むこと。

6-1：事前申込（9：00～日没終了まで。ただし、4月・5月平日は9：00～15：00まで）

6-2：学生団体優先枠抽選（4月・5月のみ。平日15：00～日没終了まで）

6-3：上記発表日以降の先着順申し込み

以下、具体的な申し込み方法について説明する。不明な点があれば、当協会HPを参照、当協会職員に確認すること。

なお、運動施設申込については京都御苑内 閑院宮邸跡運動施設窓口にて受付をおこなう

（2025年より休館日を毎週月曜日から「当協会が指定する日」とする。指定日の公表にあたっては当協会HP、SNS、窓口や施設掲示物等を確認すること。

申し込みについては当協会が指定する休館日を除く8：30～16：30までとする）

6-1：事前申込

平日（4月・5月を除く）ならびに土日祝日の「9：00～日没終了まで」の申し込みについては、当協会所定の申し込み用紙に希望日時を記載して申し込むこと。

申込期日（締め切り）については利用希望日が属する月の「2か月前10日」までに申し込むこと。申込期日を過ぎてからの申し込みについては理由を問わずこれを受け付けない（後述する

6-3先着順申し込みにて受付をおこなう）。

申込が利用者間で重複する日時については、当協会システムにおいて抽選（以下、後述する

6-2学生団体優先枠抽選との混同を避けるため「抽選（割当）」とする）をおこない、利用希望日が属する月の「2か月前20日」以降に抽選（割当）結果を発表する。

例）5月5日に利用したい場合

利用希望日が属する月は「5月」であることから、申込期日は「3月10日」までとする。

当協会にて抽選（割当）をおこない、結果発表は「3月20日」である。

（当該日が当協会の指定する窓口休館日である場合は翌営業日とまでする）

なお、抽選（割当）にて確定した利用日の利用料金の支払い期日は利用希望日が属する月の

「1か月前10日」までとする。

例）5月5日に利用したい場合（抽選（割当）にて希望日に当選した場合）

利用希望日が属する月は「5月」であることから、支払期日は「4月10日」までとする。

（当該日が当協会の指定する窓口休館日である場合は翌営業日とまでする）

6-2：学生団体優先抽選（4月・5月の平日15：00以降 新入生歓迎時期のみ）

4月および5月の平日15時以降については「学生団体（大学・高校・専門学校等）優先枠」とする。これは当該時期が「新年度学生 新入生歓迎時期」となるためである。

学生団体の抽選日時ならびに抽選参加方法は以下のとおりである。

一、抽選日時

4月分：2月内で当協会が指定する日時（確定次第当協会HP、SNS、コート出入口等に掲示）

5月分：3月内で当協会が指定する日時（確定次第当協会HP、SNS、コート出入口等に掲示）

二、抽選参加方法

別紙「使用要領」に基づく手続き（所定の用紙・添付資料を提出）を期限内に済ませた団体の担当者（登録者4名のうち3名まで）を参加可能とする。

三、担当者登録説明会

学生団体については年毎に代替わりをすることから、各団体担当者登録にあたり手続き等の詳細の説明会を実施する。実施日時については当協会HP、SNS等で告知をする。

6-3：上記発表日以降の先着順申し込み

先述の6-1の発表日、6-2の抽選以降に利用希望者がいない時間帯については先着順で受け受けをおこなう。

申込については当協会運動施設窓口にておこない、当協会所定の申し込み用紙の記入ならびに利用料金の支払いが完了した時点で当該施設の使用権利が発生する。

一、当該窓口にて利用可能日時を掲示する。

二、**窓口または電話による利用可能時間帯を確認のうえ、「仮予約」を受付する。**

仮予約については問い合わせ日時を含む3日間（当該期間に当協会窓口休館日を含む場合は4日間）を上限として受付する。なお、当該期間を過ぎた場合は、仮予約をキャンセル扱いとして他利用者が予約することを可能とする。

仮予約は1回のみ受付することとし、再度仮予約の申し入れがあった場合は受付しない。

7：申し込み時における注意点について

一、次の各号に掲げるものに該当する場合は申込の受付を行わない

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、反社会的団体構成員等
- ・上号でなくなった時から5年を経過しないもの
- ・過去に京都御苑内で犯罪行為、不正行為、利用規約違反（無断利用を含む）等により当協会が
受付を拒否する旨の通告をしたもの
- ・他利用者に対して損害、不利益、迷惑を生じさせ、当協会が受付を拒否する旨の通告をしたもの
- ・その他当協会が受付を拒否する旨の通告を別途おこなうもの

二、次の各号に掲げるものに該当する場合は申込の受付を拒否する可能性がある

- ・過去に利用規約（本規約）や掲示された禁止事項等に違反し、当協会から注意・警告をおこなうも改善が見受けられない場合
- ・過去に施設利用の申し込み（仮予約を含む）をおこなったものの、キャンセルを繰り返しおこなう行為（他利用者の利用を妨げる意思を推認できると当協会が判断したもの）
- ・他利用者に対して円滑な利用を妨げる行為をおこない（後述する同一団体が複数の名義

で利用を申し込む、施設の独占行為等)、当協会から注意・警告をおこなうも改善が見受けられない場合

- ・その他、当協会が指定するもの(団体、個人)

8: テニスコート利用申請および利用料金(返金)について

8-1: 利用申し込みに関しては以下のとおりである

- ・利用申請については閑院宮邸跡 当協会運動施設窓口にてこれを受け付け、精算する。精算時には当協会から利用証明書兼領収書を発行する。
- ・当協会が定める所定の用紙に基づき、利用を申し込み(記入)すること
- ・利用料金については申し込み時に所定の料金を窓口にて支払うこと(2025年1月時点では現金のみの取り扱いである)金額については当利用規約4条のとおりである
- ・利用に際しては必ず「代表者(当協会に問い合わせをおこなう際の責任者をさす)」を設置し、利用規約等のメンバー間の周知、トラブルの解決等をはかること
- ・利用料金の返金については次項に掲げる場合に該当した場合において返金手続きを受付する。

8-2: 利用日当日における悪天候については利用料金を返金する。

一、雨天または降雪については利用予定時間1時間前から電話または窓口にて受付する。

雨天または降雪の判断については「京都御苑内」の天候にて判断する。

利用中の雨天等については使用時間30分単位を基準とする。

例) 使用時間9:00~10:00のうち

9:20時点で降雨が確認できた場合→9:00~10:00の1時間返金

9:40時点で降雨が確認できた場合→9:30~10:00の30分返金

ただし当該中止に関しては必ずプレーをやめる時間を電話または窓口にて申告すること。

二、災害等については利用日当日に以下の警報が気象庁より京都市に発令された場合は利用料金を返金することができる。

1号: 大雨、洪水警報

2号: 暴風警報

3号: 雷注意報

*なお、2025年1月時点においては夏季の温度上昇および冬季の温度低下による返金対応については先述一号および後述の四号を除いて対応しない。既に予約・入金完了しているものに関しては利用者間でプレーを中止することは可能であるが、返金手続きを受ける

ことができるか否かについては、先述の一号または後述の四号の内容を確認すること。

三、上記各号により返金を受ける場合においては当協会が発行した利用証明書兼領収書を持参して領収書原本と引き換えに返金をうけること。なお、手続きについては利用証明書が証明する最終利用予定日を経過してから利用日翌月の末日までに手続きをおこなうこと。

利用日翌月の末日の期限を経過したものについてはこれを受け付けない。

(12月末日は年末休業前日までにおこなうこと)

四. 上記各号以外の返金(利用者都合による返金)については、利用日2週間前までに当協会窓口にご利用証明書兼領収書を持参して領収書原本と引き換えに返金をうけること。

五. 前号の期間までに手続きを完了していない利用中止についてはキャンセル料金として精算された利用料金の100%をキャンセル料とする

(ただし、使用日が一号または二号に該当する場合はそれぞれの号の理由をもって返金手続きを受けることができる)

附則：当規約は2025(令和7)年1月1日時点の規約であり、当協会にて必要と判断した場合、本利用規約等の変更・追加・削除等をおこなうことができ、その効力が生じるものとする。